経済産業省　中小企業庁

令和6年度下請取引適正化推進講習会

下請代金支払遅延等防止法の概要

令和６年１１月
中小企業庁事業環境部取引課

資料構成

1. 下請法の制定経緯
（参考）優越的地位とは
2. 下請法の目的
3. 下請法の適用範囲
(1) 考え方
(2) 資本金区分
（参考） 取引内容と資本金区分（図解）
(3) トンネル会社規制
(4) 商社の関与について

4. 製造委託
(1) 類型１／類型２
(2) 類型３／類型４
5. 修理委託
6. 情報成果物作成委託
(1) 類型１
(2) 類型２／類型３
7. 役務提供委託

8. 下請法の構成
9. 下請法 － ４つの義務 -
(1) 書面の交付義務
① 3条書面の留意点（共通事項、下請代金）
② 3条書面の留意点（知的財産権等）
③ 3条書面の留意点（例外的な書面の交付方法）
(2) 書類の作成・保存義務
※5条書類で必要な具体的記載事項
(3) 下請代金の支払期日を定める義務
(4) 遅延利息の支払義務

10. 下請法 -１１の禁止行為 -
(1) 受領拒否の禁止
(2) 下請代金の支払遅延の禁止①／②
(3) 下請代金の減額の禁止
(4) 返品の禁止①／②
(5) 買いたたきの禁止
（参考）下請法運用基準の改正①／②
(6) 購入・利用強制の禁止
(7) 報復措置の禁止
(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(9) 割引困難な手形の交付の禁止
（参考）約束手形の指導基準見直しの通達
(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止
（参考）下請中小企業振興法「振興基準」の改正

11. 報告・立入検査
12. 勧告、措置請求
13. 罰則
14. 自発的申し出

１．下請法の制定経緯

下請法に違反するような行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち、「優越的地位の濫用」行為に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるが、同法により規制する場合、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、この認定には相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれなどがあるため、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るため、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定した下請代金支払遅延等防止法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。

【独禁法第２条第９項】

＜不公正な取引方法の行為類型＞

（１）共同の取引拒絶
（２）差別対価
（３）不当廉売
（４）再販価格の拘束
（５）優越的地位の濫用
（６）前各号に掲げるもののほか、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、**公正取引委員会が指定**するもの。

【独禁法第19条】
事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

★物流特殊指定

製造委託等の下請取引では、「優越的地位の濫用」の問題が生じやすく、このような行為を迅速かつ効果的に規制するには独禁法だけでは不十分。

下請法の制定
①資本金区分、取引内容の明確化
②親事業者の遵守事項の明確化
③監視体制の強化
　(立入検査権、措置請求権)
④勧告制度の採用(公取)
など

★中小企業施策としての位置付け
下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持ち、中小企業施策の重要な柱の一つ。

★中企庁と公取委の役割分担
①調査対象となる親事業者は中企庁と公取委で親事業者の担当を分担して実施。
②下請法は公取委が主管のため、法解釈等については公取委が権限を有する。

（参考）優越的地位とは（独禁法第２条第９項第５号）

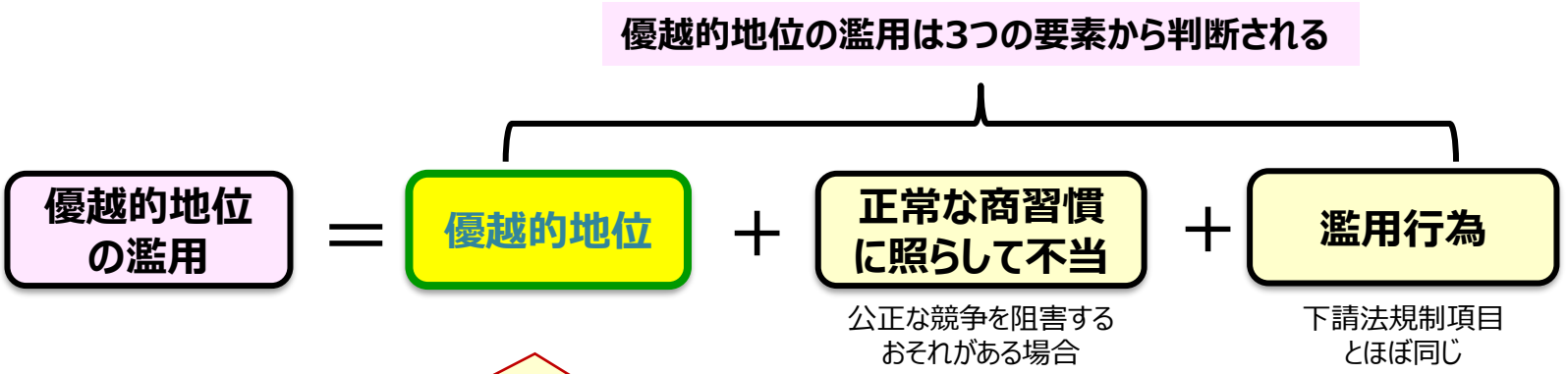

優越的地位とは、B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ない場合、A社がB社に対して「優越的地位」にある。

→この認定には相当の期間を要する。

2．下請法の目的

第１条(目的)
　この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、**親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめる**とともに、**下請事業者の利益を保護**し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

目的（第１条）
・下請取引の公正化
・下請事業者の利益保護

親事業者の定義、下請事業者の定義
（第2条第1項～第8項）

親事業者の義務
（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）

禁止事項
（第４条第１項、第２項）

調査権・勧告等
（第９条、第７条　等）

親事業者の義務

（１）書面の交付義務(第3条)
（２）書類の作成・保存義務(第5条)
（３）下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
（４）遅延利息の支払義務(第4条の2)

禁止事項(第4条第1項及び第2項の各号)

（１）受領拒否の禁止
（２）下請代金の支払遅延の禁止
（３）下請代金の減額の禁止
（４）返品の禁止
（５）買いたたきの禁止
（６）購入強制・利用強制の禁止
（７）報復措置の禁止
（８）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（９）割引困難な手形の交付の禁止
(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

３．下請法の適用範囲 （１）考え方

下請取引 ＝ **①資本金区分** ＋ **②取引の内容**

■下請法が適用される下請取引は、
①事業者の資本金区分
②取引の内容
の２つの要件から定められている。

○製造委託
○修理委託
○情報成果物作成委託
○役務提供委託

上記、①～④の４つに大別。
※製造業からサービス業まで幅広い業種で下請取引は対象となっている。

①及び②の要件に合致した下請取引に対して下請法が適用。

3．下請法の適用範囲 （２）資本金区分

■親事業者と下請事業者の範囲

	取引の内容	親事業者(資本金区分)	下請事業者(資本金区分)
①	■物品の製造委託・修理委託 ■政令で定める情報成果物作成・役務提供委託 ＜政令＞ (注3) 【情報成果物作成委託】➡プログラムの作成 【役務提供委託】➡運送、物品の倉庫における保管、情報処理(注4)	資本金３億円超の 法人事業者 (注1)	資本金３億円以下の 法人事業者 又は 個人事業者
		資本金１千万円超３億円以下の 法人事業者	資本金１千万円以下の 法人事業者 又は 個人事業者
②	■情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く) ■役務提供委託 (運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)	資本金５千万円超の 法人事業者 (注2)	資本金５千万円以下の 法人事業者 又は 個人事業者
		資本金１千万円超５千万円以下の 法人事業者	資本金１千万円以下の 法人事業者 又は 個人事業者

(注1)親事業者と下請事業者を区分する資本金基準は中小企業基本法の定義において、製造業に属する事業を主たる事業とするものの「資本金の額又は出資の総額」が３億円以下とされていることを踏まえたもの。

(注2)平成15年法改正時（「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」に係る下請取引を下請法の対象として追加）に、当該委託はサービス業に属する事業者間取引が多いと考えられ、中小企業基本法の定義においてサービス業の資本金5000万円以下とされていることを踏まえたもの。

(注3)ソフトウェア業等は、中小企業基本法以外の関係法令において資本金3億円以下であることが中小企業を定義する基準として用いられ、また、運輸業は中小企業基本法において資本金3億円以下であることが中小企業を定義する基準とされている。
このため、このような業にかかる取引については、資本金３億円基準とすることが適当であり、政令で定めるものについては資本金3億円基準とした。

(注4)「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことでプログラムの作成に該当しないものをいい、役務の提供に該当する。

（参考） 取引内容と資本金区分（図解）

①製造委託
②修理委託
③情報成果物作成委託**(プログラムの作成)** ＜政令＞
④役務提供委託**(運送・物品の倉庫管理・情報処理)** ＜政令＞

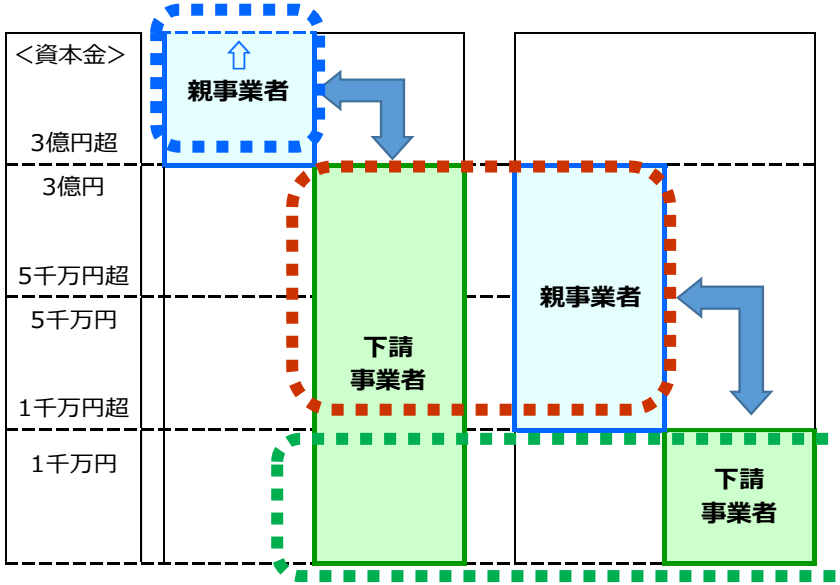

資本金の組み合わせ		
	【親】3億円超 【下】3億円以下	【親】1千万円超～3億円以下 【下】1千万円以下

(注)下請事業者には個人事業者含む

③情報成果物作成委託
④役務提供委託

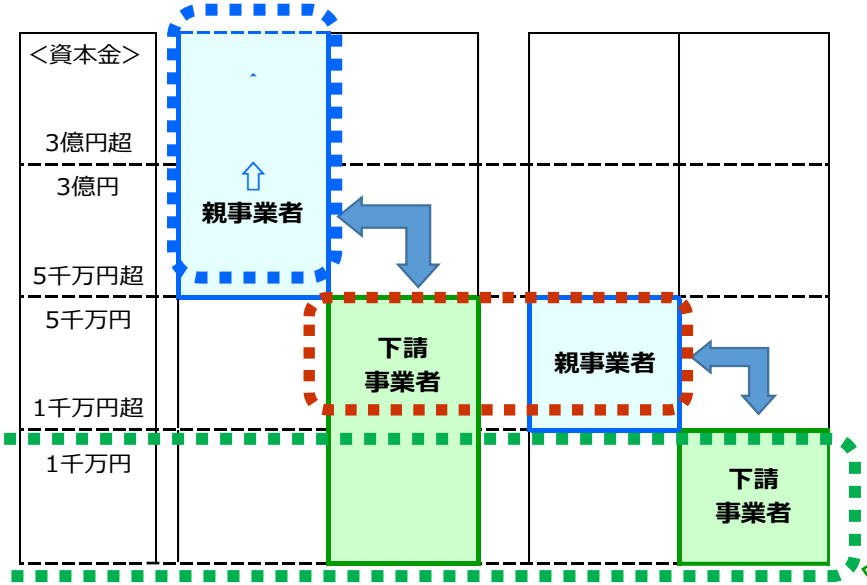

資本金の組み合わせ		
	【親】5千万円超 【下】5千万円以下	【親】1千万円超～5千万円以下 【下】1千万円以下

(注)下請事業者には個人事業者含む

資本金1千万円以下の事業者間の取引は下請法対象外

ポイント
○資本金区分が同格ならば、下請法の適用取引とはならない。
○製造委託・修理委託の資本金3億円超の法人事業者及び情報成果物作成委託・役務提供委託の資本金５千万円超の法人事業者は、親事業者の立場のみ。(上記青色破線枠)
○製造委託・修理委託の資本金1千万円超～3億円以下の法人事業者及び情報成果物作成委託・役務提供委託の資本金1千万円超～5千万円以下の法人事業者は、親事業者と下請事業者の両方の立場を併せ持つ。(上記茶色破線枠)
○資本金１千万円以下の法人事業者及び個人事業者は下請事業者としての立場のみ。(上記緑色破線枠)

3．下請法の適用範囲 （３）トンネル会社規制

●事業者が直接他の事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合に、事業者がその子会社(所謂トンネル会社)等に発注し、当該子会社等が請負った業務を他の事業者に再委託することで、本法規制を免れるような脱法的行為をさせない為の規定。
●本規定は、事業者(親会社)が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり、**下記【ア】の前提条件と【イ】の子会社等の２つの要件を充足した場合**には、**当該子会社等が親事業者、当該他の事業者が下請事業者とみなされ、当該取引には下請法が適用される。**

【ア】前提条件　親事業者が直接他の事業者に製造委託等をすれば本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者との取引が資本金の区分上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者に委託すること。具体的には、以下のような場合である。

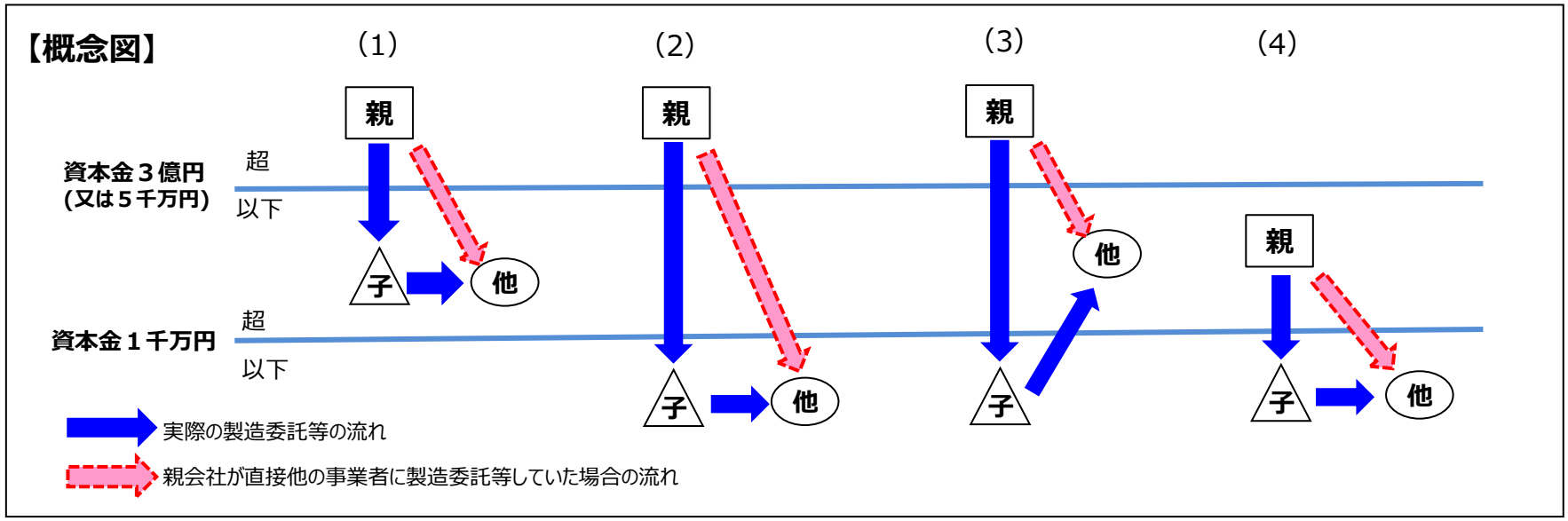

【イ】子会社等の２つの要件
①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。
②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託（複数の他の事業者に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

3．下請法の適用範囲 （４）商社の関与について

①商社が親事業者又は下請事業者に該当しない場合
(例:製造委託の場合)

- **商社が製造委託等の内容**（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）**に全く関与せず、事務手続の代行**（注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）**を行っているにすぎないような場合**、その商社は下請法上の親事業者又は下請事業者とはならず、**発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。**

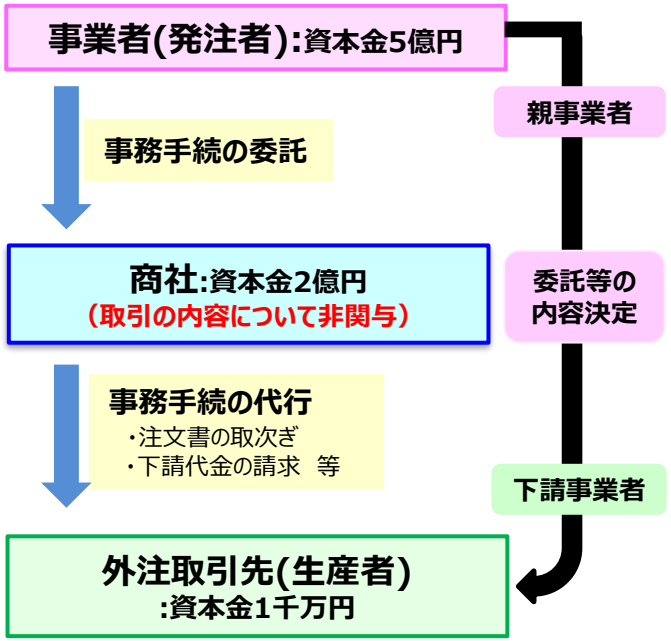

②商社が親事業者又は下請事業者に該当する場合
(例:製造委託の場合)

- **商社が製造委託等の内容に関与している場合**には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本金区分を満たす場合には、**商社が下請事業者となる。**
- また、**商社と外注取引先の間で本法の資本金区分を満たす場合**には、当該取引において**商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。**

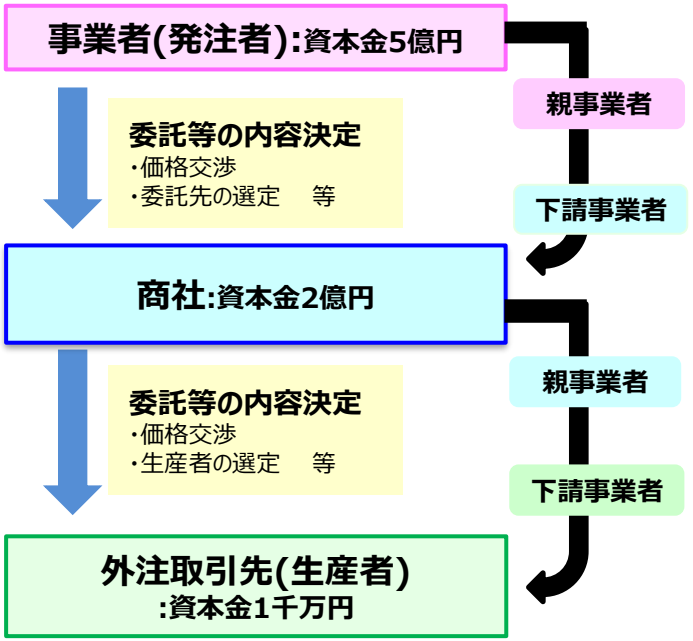

4．製造委託 (1) 類型１／類型２

製造委託とは事業者が業として行う販売、若しくは業として請負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること等をいう。

■製造委託は、製造する目的により４つの類型に分けられる。

➡下請代金法の対象となる下請取引

【類型１】販売の目的物である物品等の製造委託

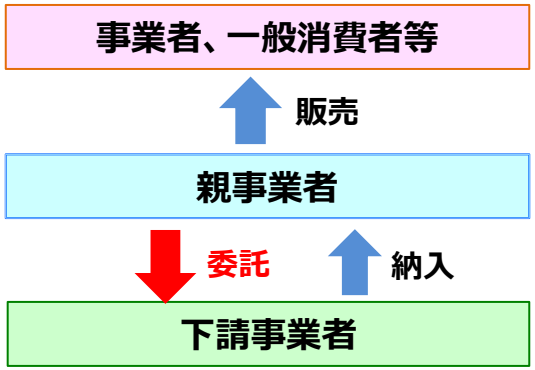

➡事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】
①自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
②大規模小売事業者(百貨店、スーパー、ドラッグストア等)が自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

【類型２】請負の目的物である物品等の製造委託

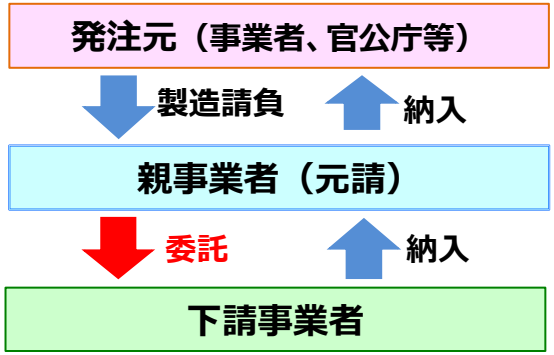

➡事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】精密機器メーカーが、受注生産する精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

4．製造委託 (2) 類型３／類型４

【類型３】修理に必要な部品、原材料の製造委託

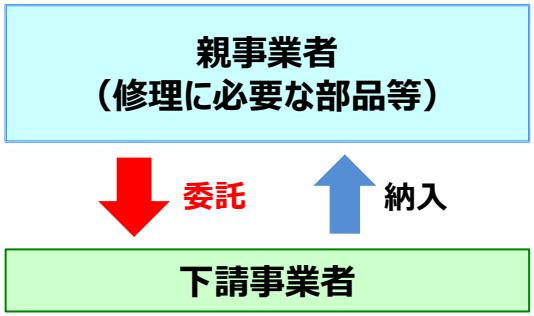

➡事業者が**業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造**を他の事業者に委託すること。

【例】

①家電メーカーが、消費者向けに家電製品の修理を行う際に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

②工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

【類型４】自社で使用・消費している物品等で自家製造しているものの製造委託

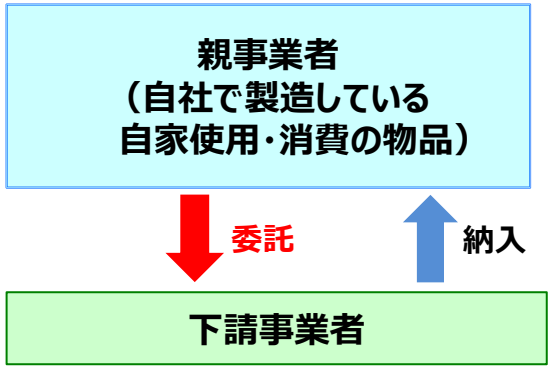

➡**事業者がその使用し又は消費する物品の製造**を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

【例】

①自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機械メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

②自社で製品運送用の梱包材を製造している精密機械メーカーが、自社で使用する製品運送用の梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合。

★下請法の用語の定義ー(１)

①「委託」とは、物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼すること。こうした指定のない規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれない。

②「業として」とは、事業者がある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指す。

③「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

④「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいう。

⑤「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取付け、あるいは、附属されることによって、その目的物である物品の効用を増加させる製造物をいう。

5．修理委託

修理委託とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること等をいう。

■物品の修理委託は２つの類型に分けられる。

➡ 下請法対象となる下請取引

【類型1】修理を請負う物品の修理委託

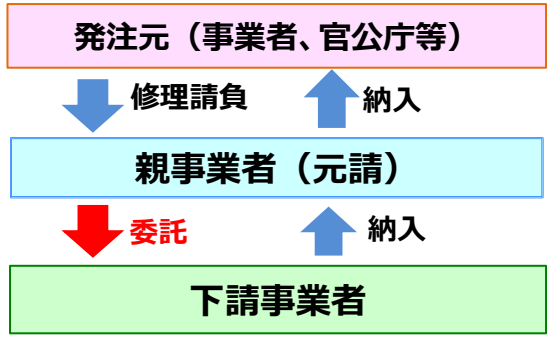

➡事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】自動車販売事業者が、ユーザーから請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

【類型2】自社で使用する物品で自家修理しているものの修理委託

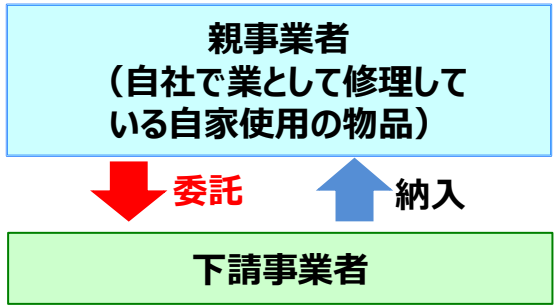

➡事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

【例】自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業の一部を修理業者に委託する場合。

★下請法の用語の定義－(２)
①「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることいいます。
②「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行われる修理も含まれる。

6．情報成果物作成委託（1）類型１

「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供、若しくは業として請負う作成の目的物たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること等をいう。

情報成果物とは、次に掲げるものをいう（下請法運用基準より）
①プログラム（システム設計書も含まれる）【例】ゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム
②映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの【例】テレビ番組、テレビＣＭ、ラジオ番組、映画、アニメーション
③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
【例】設計図、ポスターデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

■情報成果物作成委託は３つの類型に分けられる。　➡ 下請代金法の対象となる下請取引

【類型１】提供の目的である情報成果物の作成委託

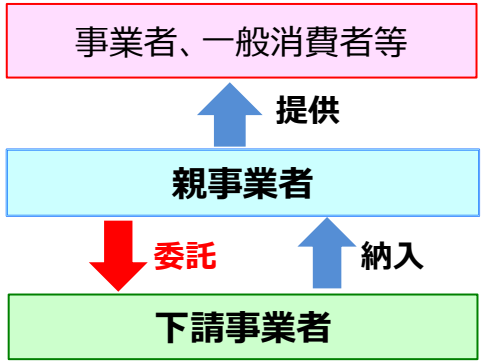

➡事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】ソフトウェアメーカーが、消費者に販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェアメーカーへ委託する場合。

★下請法の用語の定義－（３）
①情報成果物における「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。つまり、販売だけでなく有償で使用許諾を行うような場合も「提供」に含まれる。
②「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない(役務提供委託における場合も同じ)。

6．情報成果物作成委託 (2) 類型２／類型３

【類型２】請負の目的である情報成果物の作成委託

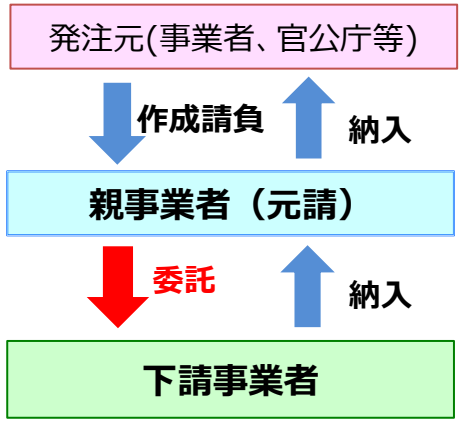

➡事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】
①広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
②アニメーション制作業者が、制作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
③建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

【類型３】自社で使用・消費している情報成果物で自社で作成しているものの作成委託

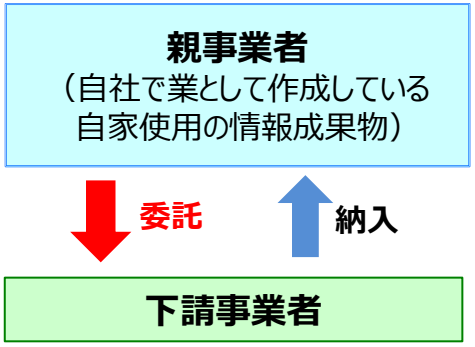

➡事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

➡ 下請代金法の対象となる下請取引

7．役務提供委託

「役務提供委託」とは事業者が業として行う提供の目的たる役務提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

■役務提供委託の類型は一つ　➡ 下請代金法の対象となる下請取引

【類型】請け負った役務を再委託

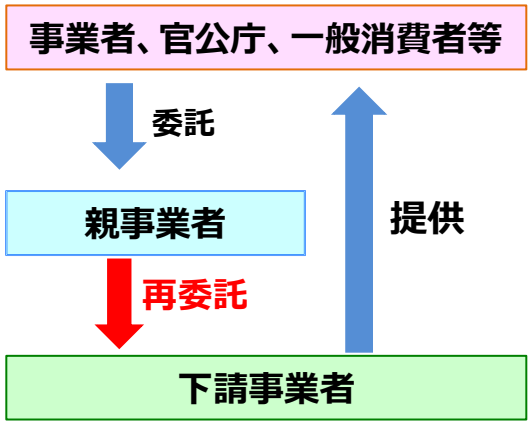

【役務提供委託の例】
①貨物自動車運送事業者が請け負った運送業務を他の運送事業者へ委託。
②貨物自動車運送事業者が請け負った運送業務に合わせて請負った梱包を梱包業者に委託。
③内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内向運送業者又は船舶貸渡業者に委託。
④ビルメンテナンス業者が請負ったメンテナンスの一部であるビル清掃を清掃業者へ委託。
⑤広告会社が、広告主から請負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社へ委託。
⑥ビル管理会社が、ビルオーナーから請負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託。
⑦警備会社が委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社へ委託。
⑧ソフトウェア販売事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託。

★下請法の用語の定義－(４)
・下請法で定義している「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務はこれに該当しないので、自ら用いる役務を他の事業者に委託することは、下請法にいう「役務提供委託」に該当しない。

■自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない事例
①ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託。
②工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託。
③カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託。
④プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託。　等

(注)建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、下請法の対象外。
建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているため。

8．下請法の構成

○親事業者と下請事業者間の取引を公正ならしめること(公取委)
○下請事業者の利益の保護すること(中企庁)

目的（第１条）
・下請取引の公正化
・下請事業者の利益保護

親事業者の定義、下請事業者の定義
（第2条第1項～第8項）

親事業者の義務
（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）

禁止事項
（第４条第１項、第２項）

調査権･勧告等
（第９条、第７条　等）

４つの義務

（１）書面の交付義務(第3条)
（２）書類の作成･保存義務(第5条)
（３）下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
（４）遅延利息の支払義務(第4条の2)

11の禁止事項

（１）受領拒否の禁止
（２）下請代金の支払遅延の禁止
（３）下請代金の減額の禁止
（４）返品の禁止
（５）買いたたきの禁止
（６）購入強制･利用強制の禁止
（７）報復措置の禁止
（８）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
（９）割引困難な手形の交付の禁止
(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11) 不当な給付内容の変更･やり直し等の禁止

9．下請法 - ４つの義務 -　※通称、手続規定と呼ばれる。

親事業者の義務

(１)書面の交付義務（第３条）
親事業者は、**発注に際して具体的記載事項を全て記載している書面(３条書面)を直ちに下請事業者に交付する義務**があります。

(２)書類の作成･保存義務（第５条）
親事業者は、**給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(５条書面)を作成し、２年間保存する義務**があります。

(３)下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
親事業者は、**物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務**があります。

(４)遅延利息の支払義務（第４条の２）
親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかった時は、物品等を受領した日から起算して**60日を経過した日から実際に下請代金の支払をする日までの期間**について、その日数に応じて下請事業者に**遅延利息（年率14.6%）を支払う義務**があります。

(第10条1項1号2号)
3条･5条違反の場合
50万円以下の罰金
※行為者のほか代表者

そのほかの罰則

(第11条)
第9条に基づく
○報告をしない場合、
○虚偽の報告をした場合、
○調査･検査の拒否や忌避をした場合

50万円以下の罰金
※行為者のほか代表者

9－(1) 書面の交付義務（第３条）

親事業者が発注に際して具体的記載事項を全て記載している書面（３条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務。

50万円以下の罰金
(第10条第1項1号)

具体的記載事項

①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
⑤下請事業者の給付を受領する場所
⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑧下請代金の支払期日
⑨手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

発注書面サンプル

（定められた事項を一つの書式に網羅した場合）

注文書

○×株式会社殿①

平成○年○月○日②
△△株式会社①

給付の内容③
注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。
著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期④ 平成○年×月×日	納入場所⑤ 弊社本社△△課	検査完了期日⑥ 平成○年×月××日
数量（単位）⑦	単価（円）⑦	代金（円）⑦
支払期日⑧ 平成○年××月×日	支払方法⑨～⑪ 現金	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法⑫

代金は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

３条書面の留意点①　「共通事項」、「下請代金」

●**共通事項〈一定期間共通である事項（支払方法等）がある場合〉**
３条書面の交付は発注の都度必要ですが、継続的に行われる取引のように、取引条件のうち基本的事項（例えば支払方法や検査期間など）が一定しているような場合には、**予め当該事項を記載した書面を交付することで、個々の３条書面への記載を省略することが可能。**
ただし、その場合には、個々の３条書面と基本的事項を記載した書面とを関連付けておく必要がある。

●**下請代金**
下請代金とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう（下請法第２条第10項）とされていることから、**下請代金の額には、消費税などの税金相当額も全て含まれる。**

３条書面の留意点②　「知的財産権」、「算定方法による下請代金の額の記載」

●**知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合**
給付の内容（取引の内容）に知的財産権の譲渡や許諾について明確に記載する必要があり、当該下請代金に知的財産権の譲渡や許諾に係る対価を加える必要がある。

●**算定方法による下請代金の額の記載**
具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合には、算定方法を記載することが認められている。
ただし、その場合、具体的な金額が確定した後は、速やかに下請事業者に対し金額を通知する必要がある。

３条書面の留意点③　「例外的な書面の交付方法」

●「例外的な書面の交付方法」とは、発注時において、必要記載事項の一部をどうしても定められないものをいう。

●その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合には、**その理由と、内容を定めることとなる予定期日を記載しておくこと**により、内容が定められなかった事項を記載せずに書面を交付することが認められている。

●ただし、**内容が定められた後には、直ちに当該事項を記載した書面を交付する必要がある。**

●このとき最初に交付する書面と、後に交付する書面を相互に関連付けをしておく必要がある。

９－（2） 書類の作成･保存義務（第５条）

親事業者が、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（５条書類）を作成し、２年間保存する義務。

50万円以下の罰金
(第10条第1項2号)

● ５条書類は、「書類」の形態や名称は問わない。

●社内で作成･保存している伝票や帳簿などので５条書類の必要記載事項を満たしているのであれば、別途書類を作成する必要はない。

【３条書面の写しを5条書類とすることについて】

●3条書面の写しを５条書類の一部とすることはできるが、５条書類の必要記載事項について、３条書面を保存しておくだけでは足りない事項がある。

●例えば、「支払った下請代金の額」、「支払った日」、「支払手段」。これらは、発注時に交付する３条書面に記載されているものではない。

●したがって、どんな下請取引においても、3条書面の保存で足りない事項については、別に、5条書類を作成･保存する必要がある。

5条書類で必要な具体的記載事項

①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③下請事業者の給付の内容
④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
⑤下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
⑥下請事業者の給付内容について検査した場合は、検査完了日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑨下請代金の支払期日
⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
⑬一括決済方式で支払う場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
⑭電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

9－(3) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の２）

親事業者が、物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務。

■この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するため。

●親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、**受領日(注)から起算して60日以内(受領日を参入する。)のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはならない。**

(注)受領日とは、●下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。
●役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日。

■下請法上の下請代金の支払期日

①**受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合**は、**その定められた支払期日**
②**支払期日を定めなかった場合**は**受領日**
③**受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合**は、**受領日から起算して60日を経過した日の前日**

■支払期日の３条書面への記載例の適否

①「○月○日まで」
②「納品後○日以内」
× ①、②は支払の期限を示しており、具体的な日が特定できないため、**認められない。**

③「○月○日」
④「毎月末日納品締切、翌月○日支払」
○ ③、④は、具体的な日が特定可能であり、**認められる。**

定められた支払期日より前に下請代金を支払うことは差し支えない。

9－(4) 遅延利息の支払義務（第4条の２）

親事業者が、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じて下請事業者に遅延利息（年率14.6%）を支払う義務。

■この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者と下請事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられ、下請事業者の利益を保護するため。

■親事業者は、下請代金の支払期日を60日以内に定め、下請事業者の給付を受領した日又は下請事業者が委託を受けた役務の提供をした日から起算して**60日を経過した日から下請代金を支払いする日までの期間**、下請代金に公正取引委員会規則で定める**年率14.6%を乗じた遅延利息の額**を付して支払わなければならない。
なお、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせて良いという趣旨ではない。

(注)消費税込の未払金額に、年率14.6%を乗じた遅延利息の額を支払う。

(概念図)遅延利息が発生する期間

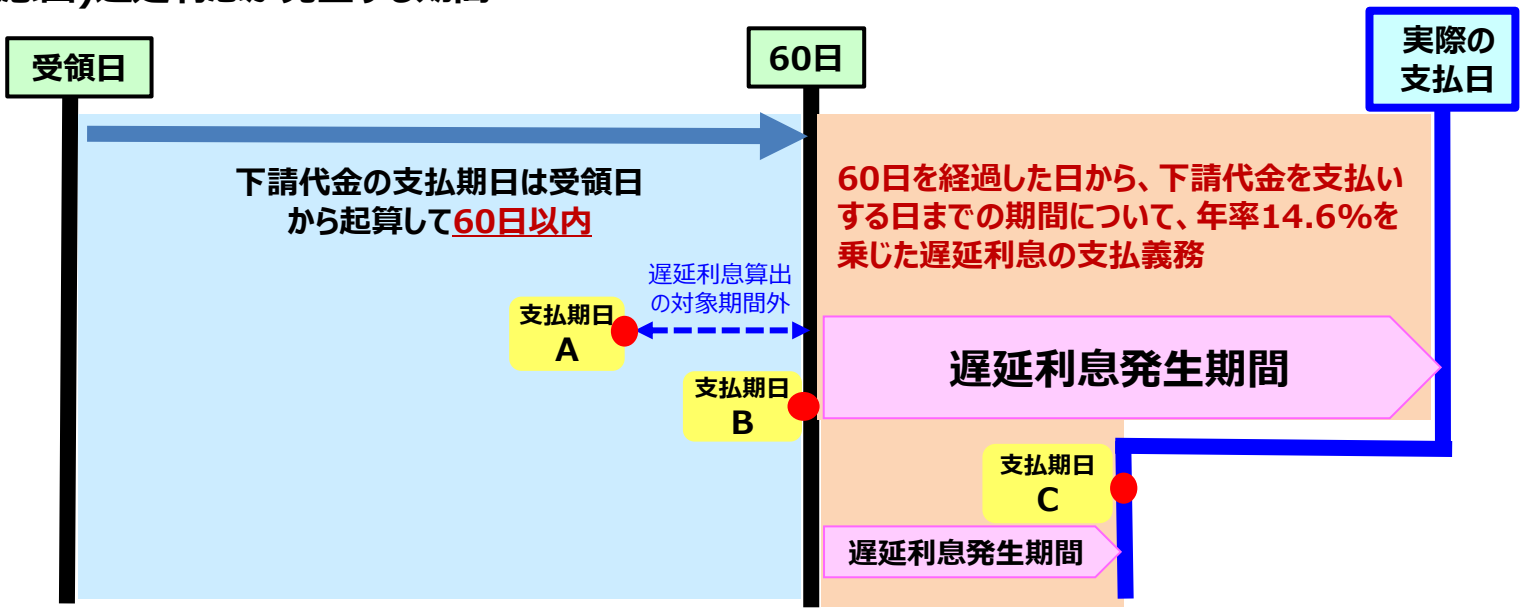

10. 下請法 - 11の禁止行為 - ※通称、実体規定と呼ばれる。

親事業者の禁止行為・第４条

第１項

(1)受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに給付の受領を拒むことを禁止
(2)下請代金の支払遅延の禁止	支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止
(3)下請代金の減額の禁止	下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止
(4)返品の禁止	下請事業者から納入された物品等を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、下請事業者に物品等を引き取らせることを禁止
(5)買いたたきの禁止	親事業者が、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることを禁止
(6)購入・利用強制の禁止	正当な理由がある場合を除き、親事業者が下請事業者に対して親事業者の指定する物や役務等を強制して購入・利用させることを禁止
(7)報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の下請法違反行為や違反事実を公正取引委員会又は中小企業庁長官に知らせたことを理由に、親事業者が当該下請事業者に不利益な取扱いをすることを禁止

ポイント

各号に掲げる行為をしてはならない。

第２項

(8)有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	親事業者が下請事業者に必要な原材料等を有償で支給している場合に、原材料等の対価を早期に決済することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(9)割引困難な手形の交付の禁止	下請代金の支払について、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(10)不当な経済上の利益の提供要請の禁止	親事業者が下請事業者に対して、親事業者のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(11)不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に親事業者が発注の取消しを含む「発注内容の変更」を行い、又は給付の受領後に「やり直し」をさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止

ポイント

各号に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

（注１）親事業者と下請事業者が合意していたとしても、また、親事業者や下請事業者に下請法違反になるという意識がなくても、これらの禁止事項に抵触する行為を行うと下請法違反となる。

（注２）下請法で規制されている親事業者が守るべき４義務11遵守事項は、いずれも対等当事者間の取引においては通常あり得ないものであり、最低限の商業道徳を示しているとも言える。

10 －（1） 受領拒否の禁止（第4条１項１号）

※下請事業者が納期に納入しようとしてきた場合、下請事業者に責任がないのに給付の受領を拒むことを禁止するもの。

■この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者が指定する仕様等に基づいた特殊なものが多く、親事業者に受領を拒否されると他社への転売が困難であり、下請事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するため。

●**「受領を拒む」とは、**下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も原則として含まれる。

(ア) 発注を取消すこと(契約の解除)により、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと。

(イ) 納期を延期することにより、下請け事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと。

●**「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の①、②の場合に限られる。**

①下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

②下請事業者の給付が、3条書面に明記された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合。

10 －（2） 下請代金の支払遅延の禁止①（第4条１項２号）

※支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止

■この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等又は情報成果物(提供した役務)の下請代金の支払を受けなければ、下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払い、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれるので、これを防止するためである。

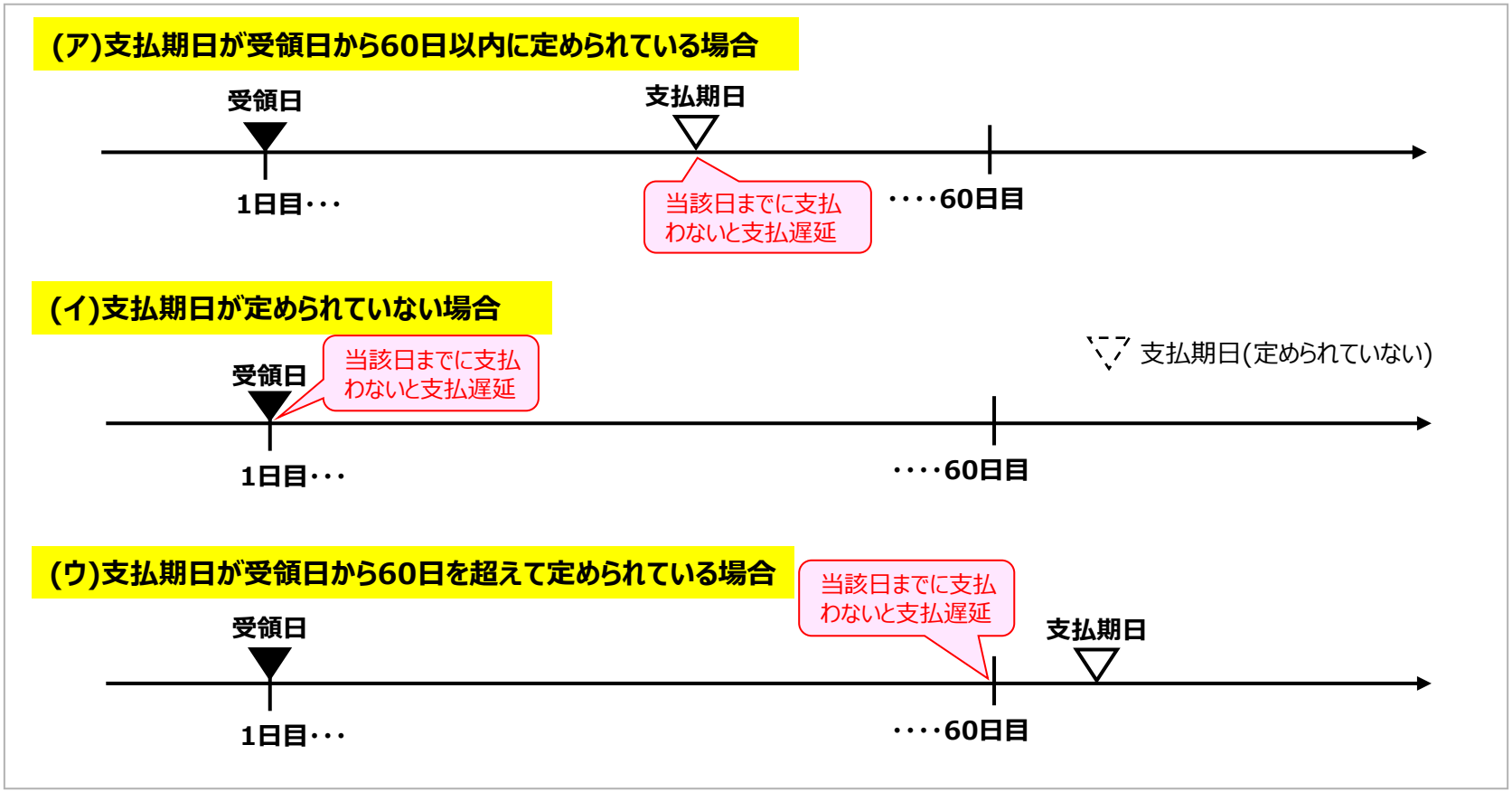

10 －(2) 下請代金の支払遅延の禁止②（月単位の締切制度）

【月単位の締切制度】
下請代金は、下請事業者の給付受領後60日以内に支払わなければならないが、継続的な下請取引では、月によっては、いわゆる大の月(31日)や小の月(30日)が生じるが、毎月末日など、特定日で下請代金の支払日が取り決められていれば、同じ１か月とみなして運用(※)を認めており、支払遅延とみなされない。

※「受領後60日以内」という規定を「受領後２か月以内」と読み替えて運用。

【例】納品月末締め、翌月末日支払の場合

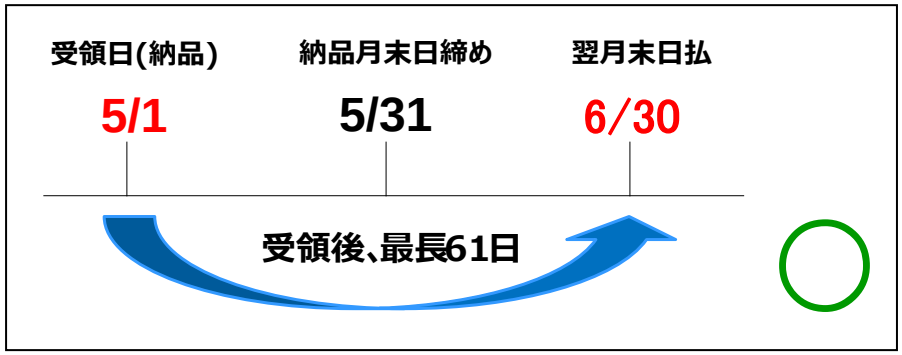

【例】納品月末締め、翌々月末日支払の場合

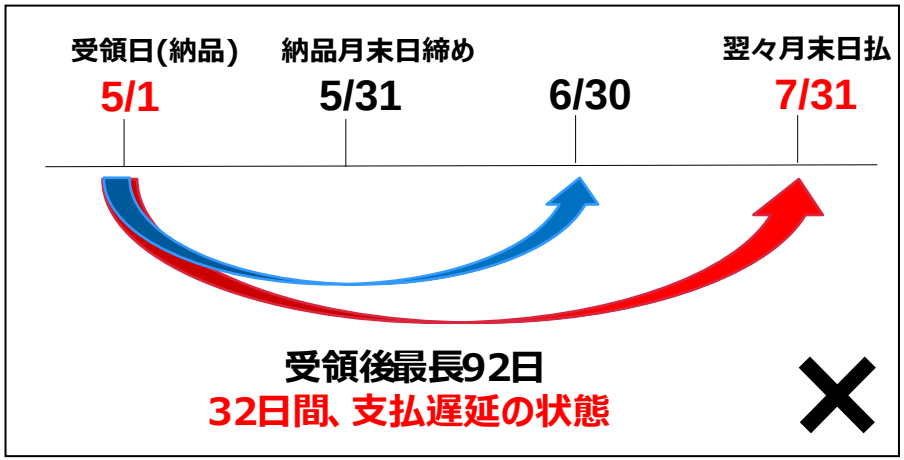

【支払期日の起算となる受領日の考え方】

１.製造委託及び修理委託における受領日
○親事業者が物品を受け取って、**自己の占有下に置いた日**
２.情報成果物作成委託における受領日
○媒体(物品)を受領し、**自己の占有下に置いた日**
○電子メールによる提供であれば、**電子メールを受信して記録した日**
３.役務提供委託
○受領という概念はなく、下請事業者が**役務を提供した日**

【金融機関の休業日】

○金融機関を利用して下請代金を支払っている場合、**支払期日が金融機関の休業日に当たることがある。**
その場合、**翌営業日まで支払を繰り越すことは支払遅延となるので、前倒しで下請代金を支払う必要**がある。

○なお、**順延される期間が２日以内**であって、親事業者と下請事業者とで**あらかじめ支払日を金融機関の翌営業日に順延することを書面で合意している場合には、翌営業日に支払うことは問題としていない。**

10 －（3） 下請代金の減額の禁止（第4条2項3号）

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止

■この規定が設けられたねらい

下請取引においては、下請事業者の立場が弱く、一旦決定された下請代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、下請事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、下請代金の額が減じられると、直接、下請事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

●親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても本法違反となる。

●これまでに違反とされたことのある減額の名目

「歩引き」、「仕入歩引き」、「不良品歩引き」、「分引き」、「リベート」、「基本割戻金」、「協定販売促進費」、「特別価格協力金」、「販売奨励金」、「一時金」、「オープン新店」、「協賛金」、「決算」、「協力金」、「協力費」、「値引き」、「協力値引き」、「協賛店値引き」、「一括値引き」、「原価低減」、「コストダウン協力金」、「支払手数料」、「手数料」、「本部手数料」、「管理料」、「物流及び情報システム使用料」、「物流手数料」、「センターフィー」、「品質管理手数料」、「割引料」、「早期支払割引料」、「金利」　等

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

① 下請事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵の存在、納期遅れ等)があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき。

②下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに伴う下費用など、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

③下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

10 －（4）返品の禁止①（第4条1項4号）

※物品等を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、下請事業者に物品等を引取らせることを禁止

■この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等又は情報成果物を返品されることは、下請事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するため。

●仮に、**親事業者と下請事業者との間で返品を行うことについて合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに返品を行えば下請法違反となる。**

■「下請事業者の責めに帰すべき理由」があって、返品することができるものは、
下記①、②の場合で、かつ、「検査と返品することのできる期間」に示した期間に限られる。
①下請事業者の給付の内容が、3条書面に明記された委託内容と異なる場合
②下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

【検査と返品することのできる期間】

●直ちに発見できる瑕疵の場合

➡親事業者は、**直ちに発見できる瑕疵が見つかった場合は、速やかに返品することは認められる。**

※この場合であっても、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。

●直ちに発見できない瑕疵の場合

➡その瑕疵が下請事業者の責任によるものである場合は、返品することができるが、**返品できる期間は、その物品を受領してから６か月以内に限られる。**

ただし、**一般消費者に対して６か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じ、最長１年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することが認められる。**

10 －(4) 返品の禁止② 検査方法と返品期間の関係

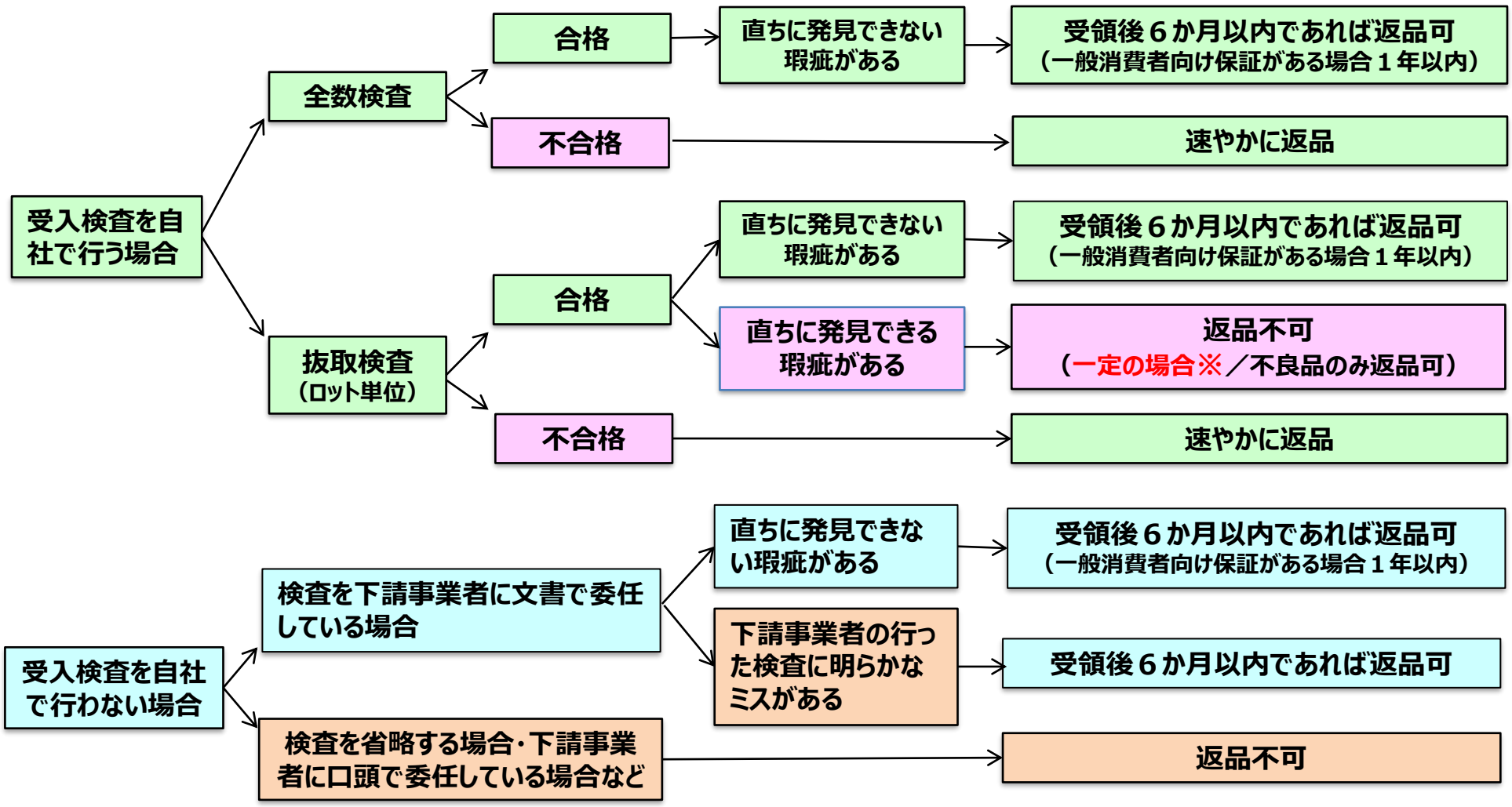

※ ①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されており、③当該書面と３条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

10 －（5）買いたたきの禁止（第4条１項5号）

※下請代金額決定時に発注内容と同種又は類似の給付内容に対し通常支払われる対価に比べ著しく低い額を不当に定めることを禁止

■この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押しつけることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するため。

●通常支払われる対価とは

(ア)下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において実際に支払われる対価(市価のこと) をいう。

(イ)市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいう。

●買いたたきに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。

(ア)下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法

(イ)差別的であるかどうかなど対価の決定内容

(ウ)「通常支払われる対価」と「当該給付に支払われる対価」との乖離状況

(エ)当該給付に必要な原材料等の価格動向

●買いたたきに該当するおそれのある事例

① 多量の発注を前提として下請事業者に単価の見積もりをさせ、その見積もり単価を少量発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めた。

② 量産期間が終了しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めた。

③ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めた。

④ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に単価を据え置いた。　など

（参考）「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について①
（令和６年５月２７日）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

- ①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている対価は、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、上記①及び②に該当する下請代金の額を「**通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額**」と取り扱うことを明確化する。
- ただし、買いたたきに該当するためには、別途「不当に定める」の要件も満たすことが必要。

【コスト上昇局面における取引価格の据置き】（例）

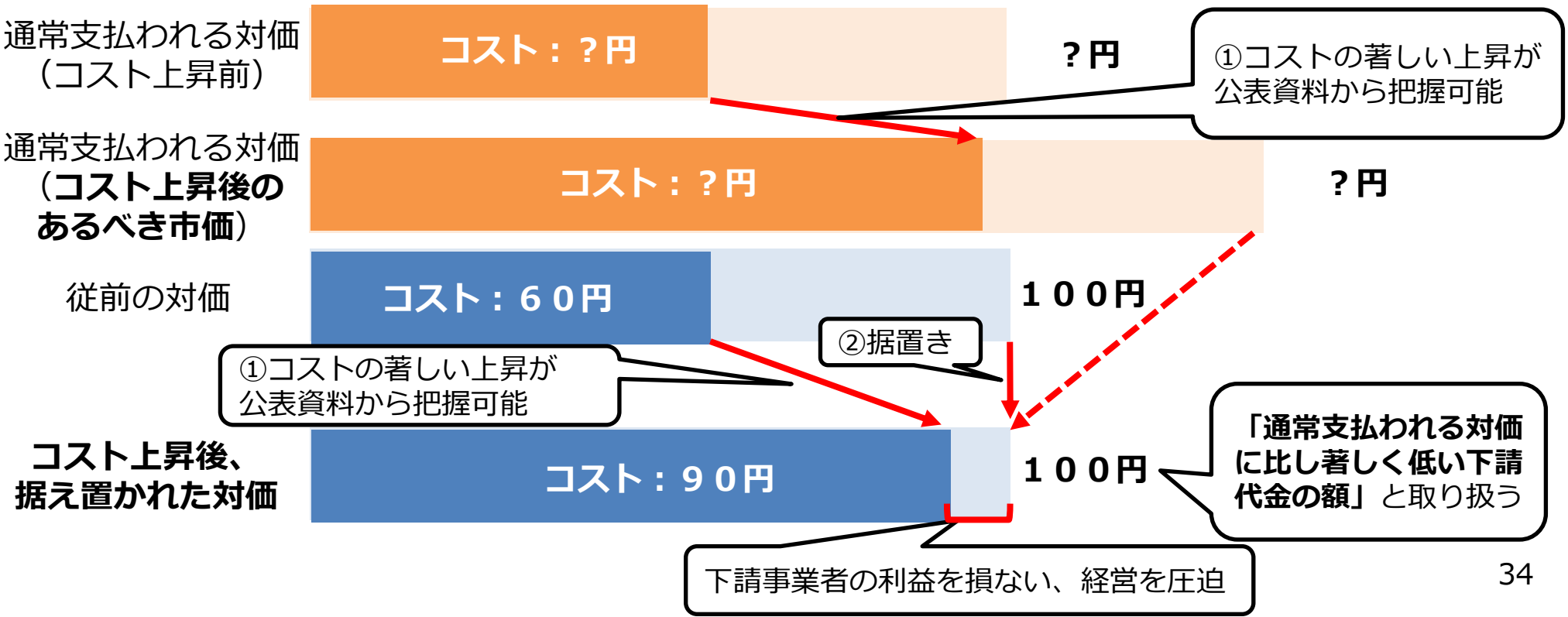

（参考）「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について②

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

改正案	改正前
5　買いたたき (1) 法第４条第１項第５号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。 「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。 ア　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額 イ　当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額 買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。	5　買いたたき (1) 法第４条第１項第５号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。 「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。 買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

10 －（6） 購入・利用強制の禁止(第4条１項6号)

※下請事業者に対して親事業者の指定する物や役務等を強制して購入・利用させることを禁止

■この規定が設けられたねらい

正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した物又は役務を下請事業者に強制して購入・利用させることを禁止し、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するため。

●親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

●購入・利用強制は、親事業者の指定する「物」に限らず、保険、リース等のサービスの利用を強制した場合も対象となる。また、親事業者の「製品」や「サービス」だけでなく、親事業者以外、例えば親事業者の客先又は関連会社の製品の購入やサービスの利用を強制した場合も含まれる。

●購入利用強制に該当するおそれのある事例

① 購買・外注担当者等、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者に購入又は利用を要請する。
②下請事業者ごとに、目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請する。
③下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨を示唆して購入又は利用を要請する。
④取引先の製品の購入先を紹介して購入させる。
⑤親事業者の指定する物を購入させる、役務の利用を強制する。
⑥下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付する。　等

10 －（7） 報復措置の禁止(第4条1項7号)

※下請法違反行為・事実を公取委や中企庁長官に知らせたことを理由とする報復行為の禁止

■この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

10 －（8） 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条2項１号)

■この規定が設けられたねらい

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するため。

●親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、**下請事業者の責めに帰すべき理由**がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の全部又は一部の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から**控除**したりすることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

●有償支給原材料等の**「等」**とは、半製品、部品、附属品

●**「控除」**とは、下請代金から原材料等の対価の全部又は一部を差し引く事実上の行為をいい、その結果、支払期日に下請代金を全く支払わないことも含む。

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」としては、以下のような場合が考えられる。

①下請事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能になった場合。
②支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合。
③支給された原材料等を他に転売した場合。

➡違反行為事例

親事業者A社は、ヒューム管等の製造を下請事業者に委託し、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る下請代金の下請け代金の支払期日よりも早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除した。

10 – (9) 割引困難な手形の交付の禁止(第4条２項２号)

■この規定が設けられたねらい
下請代金が銀行等の一般の金融機関において割引を受けることが困難な手形で支払われることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するため。

●「一般の金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

●「割引困難な手形」を一律に定義することは難しいが、**これまでの運用では繊維業は90日(3ヶ月)、その他の業種は120日(4ヶ月)を超える手形期間の手形を長期の手形**としていた。

（閣議決定）成長戦略実行計画（2021年6月）
「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、５年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、**下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。**」

（関係事業者団体への発出）
令和3年3月31日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名により「下請代金の支払手段について」を発出し、**下請代金の支払に係る手形サイトについては、おおむね3年以内（令和6年）を目途に60日以内とするよう要請した。**

（手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について）
公正取引委員会は、令和6年4月30日付けの通知において、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（手形サイト）の指導基準について、**今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、業種を問わず60日とする。（一括決済方式、電子記録債権についても同様）　※施行期日は、令和6年11月1日から。**

（参考）　約束手形の指導基準見直しの通達（令和６年４月30日）

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

令和６年４月30日付け官房審議官通知
公正取引委員会事務総局官房審議官

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年６月１日法律第120号）第４条第２項第２号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和６年11月１日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

附　則（令和６年４月30日付け官房審議官通知）

（施行期日）

第１条　この通知は、令和６年11月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この通知の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第３条　一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和60年12月25日取引部長通知。以下「一括決済方式指導方針」という。）を次のように改正する。

「7」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（一括決済方式指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第４条　前条の規定による改正後の一括決済方式指導方針「7」の規定は、施行日以後に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第５条　電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平成21年６月19日取引部長通知。以下「電子記録債権指導方針」という。）の一部を次のように改正する。

「2　決済期間」中、「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」を「60日以内」に改める。

（電子記録債権指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第６条　前条の規定による改正後の電子記録債権指導方針「2　決済期間」の規定は、施行日以後に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

10 －（10） 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条2項3号)

※自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

■この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するため。

●「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、**協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含む**ものである。

●下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが、製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、**直接の利益になるものとして、自由な意志により提供する場合には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえない。**

●しかしながら、**下請事業者が金銭等の経済上の利益を提供することが、下請事業者にとって直接の利益となる**（提供することによる利益が不利益を上回る）**ことを親事業者が明確にしないで提供させる場合は、下請事業者の利益を不当に害するものとして問題となる。**

●不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある事例

① 購買・外注担当者等、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が、下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
② 下請事業者ごとに、目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
③ 下請事業者に対し、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
④ 下請事業者が、提供する意志がないと表明したにもかかわらず、又は、その表明がなくても、明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

●知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

情報成果物の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、親事業者が下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

10 －（11） 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条2項4号)

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付の受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直しさせること。

■この規定が設けられたねらい

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初、委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれるので、これを防止するため。

●「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせること。発注を取り消すこと(契約の解除)も、「給付の内容の変更」に該当する。

●「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせること。

●**「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を負担することなく、「給付内容の変更」や「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限定される。**

①給付を受領する前に、**下請事業者の要請により、給付の内容を変更**する場合。

②給付を受領する前に、下請事業者の給付の内容を確認したところ、**給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なる**こと、又は、**下請事業者の給付に瑕疵がある**ことが、合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合。

③下請事業者の給付の受領後、**下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる**ため、又は、**下請事業者の給付に瑕疵等がある**ため、やり直しをさせる場合。

（参考）下請中小企業振興法 「振興基準」の改正

公正取引委員会による下請法の買いたたきの運用基準、約束手形等の指導基準の見直しを受けて、下記2点について下請中小企業振興法に基づく「**振興基準**」を**改定する。**

1．買いたたきの**解釈の追加**

下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し**通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること**（※新設）

2．約束手形のサイト60日の**徹底**

約束手形、一括決済方式及び電子記録債権の支払いサイトについては、60日以内とすることを**徹底する。**（※従前の規定では「60日以内とすることを努めるものとする」）

⇒2024年11月１日より施行としたい。

「振興基準」は、

①下請振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
②各業界団体（２９業種約７８団体）が作成する自主行動計画でも、振興基準の遵守が謳われ、
③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、関連する企業（特に発注者）の取引方針の改善、価格転嫁の実効性向上に繋がるもの

下請中小企業振興法
（振興基準）
第３条　経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」**という。)を定めなければならない。
(指導及び助言)
第４条 **主務大臣は**、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、**振興基準に定める事項について指導及び助言を行なう**ものとする。

11．報告及び立入検査(第9条)

○下請法では、公正取引委員会、中小企業庁等の関係行政機関が下請取引に関する調査を行う際に行使できる権限について規定している。

○具体的には、親事業者と下請事業者に対して下請取引に関する報告をさせることと（報告命令）、行政機関の職員がこれら事業者の事務所等に立ち入って帳簿書類等を検査することができるというもの。

○報告については、公正取引委員会と中小企業庁では、親事業者と下請事業者を対象に毎年、書面調査を実施しています。

○また、必要に応じて、親事業者の事業所等に赴くなど、親事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

12. 勧告(第7条)、措置請求(第6条)

○下請法では親事業者が禁止事項に定める行為を行っている、又は、行っていたと公正取引委員会が認めたとき、公正取引委員会は、親事業者に対し、違反をとり止めて原状回復をさせることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう勧告を行っています。勧告が行われた場合は、違反行為者、違反事実及び勧告の概要を原則として公表することとしています。

○なお、勧告は公正取引委員会しか行うことができないため、中小企業庁において公正取引委員会による適当な措置をとるべき事実があると考える事案がある場合は、公正取引委員会に対して適当な措置をとるべきことを求める措置請求を行うことができることとなっています。

13. 罰則(第10条、第11条)

○親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務が守られなかった場合には、**違反行為をした者（本人）のほか、会社も５０万円以下の罰金**に処せられます（第10条第1項第１号、第2号）。

○親事業者に対する定期的な書面調査などにおいて報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、中小企業庁や公正取引委員会の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も５０万円以下の罰金に処せられます（第11条）。

14. 自発的申し出

－下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて－

○公正取引委員会や中小企業庁が調査に着手する前に、親事業者から違反行為の自発的な申し出がなされ、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置をとっているなどの事由が認められた場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資すること及び親事業者の法令遵守を促す観点から、公正取引委員会における勧告や、中小企業庁における措置請求までの必要はないものとして取扱いを行うもの。

○なお、自発的な申し出が認められるのは以下のような事由が認められた場合である。

①公正取引委員会や中小企業庁が調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
②当該違反行為を既に取り止めている。
③当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
④当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
⑤当該違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(注)下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

○以上で、令和６年度の「下請代金支払遅延等防止法の概要」の講習スライドは終わりです。

○本講習スライドに記載した内容は、令和６年１１月の下請取引適正化推進講習会テキストに詳しく記載してありますので、疑問箇所や詳細については本テキストを御参照ください。

○テキストは『令和６年 下請法テキスト』で検索すれば、参照いただけます。

御静聴ありがとうございました。